

平成 2 1 年 第 3 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○報第4号の上程、説明	10
○報第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○報第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	16
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○閉議及び閉会宣告	21
○署名議員	23

平成21年第3回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月29日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任)
- 日程第 4 報第 3号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成20年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 6 報第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 報第 6号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 8 議第41号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 9 議第42号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第43号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 発議第4号 南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員(11名)

1 番	竹 河 十九巳 君	2 番	谷 正 君
3 番	長 田 美喜彦 君	4 番	稲 葉 勝 男 君
5 番	保 坂 好 明 君	6 番	清 水 清 一 君
7 番	梅 本 和 熙 君	8 番	漆 田 修 君
9 番	齋 藤 要 君	10 番	渡 邊 嘉 郎 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 史鶴哉 君	副 町 長	小 針 弘 君
教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴木 博志 君
企画調整課長	藤 原 富 雄 君	建 設 課 長	小 坂 孝 味 君
産業観光課長	山 田 昌 平 君	町 民 課 長	奥 村 豊 君
健康福祉課長	松 本 恒 明 君	学 校 教 育 係 長	佐 藤 禎 明 君
上下水道課長	山 本 信 三 君	会 計 管 理 者	大 年 清 一 君
総 務 係 長	大 野 孝 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗 田 忠 蔵	主 幹	大 年 美 文
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年第3回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（渡邊嘉郎君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

1 番議員 竹 河 十九巳 君

2 番議員 谷 正 君

◎会期の決定

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は5月29日の1日限りと決定いたしました。

◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日は第3回臨時会、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、私、第2期目に就任いたしまして最初の議会であります、よろしくどうかお願ひを申し上げます。

それでは、報第2号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に対する不服を審査決定するために固定資産評価審査委員会が設置されております。現委員3名中、湊894番地の18、鈴木肇氏の辞任により欠員が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、4月21日付をもって、すぐれた資質と元町職員として豊富な税務経験を有する上賀茂612番地、渡邊修治氏を補欠委員として選任したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑がありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、報第2号議案は承認することに決定をいたしました。

◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 報第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月27日に衆議院本会議で再可決成立し、3月31日に法律第9号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、4月1日に専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長より説明をさせます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終了します。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 奥村 豊君登壇〕

○町民課長（奥村 豊君） それでは、内容説明をさせていただきます。

資料、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要というのと新旧対照表をお配りしてありますので、それに沿って説明させていただきます。

新旧対照表が2つになっておりますが、2枚つづりの分につきまして、これは例規編集システムの関係で6月4日以降の新築が対象となる部分について、システムの関係で2枚ということになっておりますのでご了解願いたいと思います。

それでは、平成21年改正の主な内容であります。まず、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローン特別控除の創設です。

2として、固定資産税（土地）の負担調整措置の継続。

3として、個人住民税において、上場株式等に配当・譲渡益に対する軽減税率の延長及び確定拠出金に係る所得控除の見直し。

4として、その他、個人住民税の譲渡所得控除の適用期限延長や生命保険料控除の改組等があります。

まず初めに、住宅税制ですが、新旧対照表9ページから10ページに当たります。個人住民税において、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が創設される。対象者及び特例期間としましては、平成21年度分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者、平成21年から25年までに入居した者が対象となります。適用期間は個人住民税において所得税の控除期間が10年であるため、平成22年度から平成35年度までとなります。また、年をかえて新築あるいは増改築した場合は、両方とも所得税の住宅ローン特別控除の対象で重複適用となるため、控除限度額が大きくなり過ぎる可能性があり不公平となることから、控除額の上限9万7,500円が定められております。

控除額でございます。当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額がある者について、翌年度分の個人住民税において当該残額に相当する額、当該年度分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円が限度となる）が減額される。この措置による平成22年以降の個人住民税の減収額について、「減額補てん特例交付金」により全額補てんされることになっております。これは減額補て

んするための法改正は平成22年度に行われる予定であります。

次に、対象範囲であります。新築または増改築した住宅。住宅の種類としては一般住宅または認定長期優良住宅で、新築、一定の増改築、複数の居住年に係る新築や増改築が対象となる。居住年により控除率や対象となるローン残高の上限が異なってきます。

次に、申告であります。給与支払報告書について、その適用欄に必要な改正が行われ、平成22年度以降、市町村に対する申告は不要になります。また、確定申告の際に税務署に提出する添付書類の情報について、市町村が入手できる方法が検討されるものであります。

経過措置として、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、新制度との一本化を図るため平成22年度分以降、同様の仕組みのもとで申告不要の制度となります。ただし、現行制度の適用を受ける場合は従来どおり市町村に申告すれば適用を受けることができます。

その他控除であります。その他控除としては、住宅耐震改修特別控除、これは所得税のみの控除です。住宅のバリアフリー改修工事に係るもの、これは住宅ローン残高の1%から2%。省エネ改修に係る減額措置、これは22年税制改正で行われておりますが、床面積が120平米を超えるものについては120平米まで、対象控除は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの改修工事等でございます。

次に、土地税制ですが、新旧対照表でいくと13ページから17ページのところにかかってきます。負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものであります。

まず、1として、平成21年度評価替えに伴い、現行の固定資産税（土地）の負担調整措置の仕組みが継続されます。負担水準が一定割以上の土地については、前年度課税標準額の引き下げまたは据え置きを行います。負担水準が一定割未満の土地については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算するようになります。据置年度は平成23年度において地価が下落している場合、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が継続されます。平成16年から講じられている商業地等及び宅地用地の負担調整措置の継続と地方公共団体の条例で定めるところにより、条例の上昇を抑制できる制度が創設されることになっております。

次に、住宅用地ですが、負担水準が80%以上のものについては、前年度の課税標準額に据え置かれるとか、いろいろな率が出てきます。

金融証券税制ですが、これは生活対策の部分であります。平成20年税制の中で20年末をもって軽減税率を廃止して、21年本則20%に戻ることの特例つきで改正されましたが、金融環境が大きく変化したため、これを3年間現行の10%とされるものであります。平成21年1月

1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率が、10%軽減税率、所得税7%、住民税3%とされるものであります。20年の税制改正では、20年12月までが10%、今の7%の3%でしたが、21年度からは20%、所得税15%、住民税5%となる予定でしたが、これを3年延長するというものであります。

次に、小額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されます。これは平成22年度改正予定であります。金融所得課税の一本化の取り組みの中で貯蓄から投資の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る10%軽減税率、所得税7%、住民税3%が廃止され、20%本則課税、所得税15%、住民税5%が実現する際に、小額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されるものであります。今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定、源泉徴収の取り扱い等の制度設計の詳細について検討が進められ、平成22年度改正において法制上の措置が講じられることになっております。非課税口座とは、本措置施行の日から5年以内の各年において開設するものであります。

その他個人住民税関係ですが、短期所有土地の譲渡等をした場合、現在引き続き投機的取り引きが起りにくい状況であることにかんがみ、個人住民税についても所得税についても事業取得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長し、平成25年12月31日までとされるものです。現行は平成20年末となっております。この辺は大体新旧対照表でいきますと、24ページから25ページでございます。

土地の需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を促進するため、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合、当該土地の長期譲渡所得の金額から1,000万円が控除されます。1,000万円に満たない場合は、当該譲渡所得の金額であります。

優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を、個人住民税においても所得税においても5年延長し、平成26年度まで、平成25年12月31日の譲渡まで延長されます。具体的には、所得税についても同様に、15%の分離課税であるが、優良住宅地の造成等のための譲渡の軽減税率は2,000万円以下の部分については10%、2,000万円超えについては15%が適用されます。

次に、確定拠出年金は平成13年に制度ができており、企業型年金と個人型年金とがあります。今回、生活対策として企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額が所得控除の対象とされます。あわせて、確定拠出年金の

拠出限度額の引き上げも確定拠出年金法の改正による地方税法等の改正により措置される予定であります。

次に、生命保険控除について、介護医療保険料控除が創設され、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用期限等が改正されます。平成22年度改正予定で、25年度分以降の適用となっています。

生命保険等のうち介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で2万8,000円の所得控除（介護医療保険料控除）が創設されます。

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ2万8,000円（現行は3万5,000円）となります。

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円となります。現在、上限額は所得税が10万、住民税で7万円です。

新制度は、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。この場合、新制度と従前の制度の双方の控除がある場合は、合計適用限度額は7万円とするものです。

最後になりますが、「定額給付金」や戦没者等の遺族に対する新たな特別弔慰金については、個人住民税を課さないこととされます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、報第3号議案は承認することに決定されました。

◎報第4号の上程、説明

○議長（渡邊嘉郎君） 報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度一般会計補正予算第10号と第11号で国の第2次補正予算の地域活性化生活対策臨時交付金に対する費用を計上いたしましたが、完成が見込めないため、新規事業3億6,677万2,000円を繰り越したものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

[総務課長 鈴木博志君登壇]

○総務課長（鈴木博志君） それでは、報第4号の内容説明をさせていただきます。

平成20年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

町長申し上げましたとおり12事業でございます。2款1項 一般管理事務1,360万7,000円

繰り越しということです。低公害車2台ですけれども、現在、発注済みでございます。ちょっと納車までにはかなりの日数を要するかなと思います。マイクロバス購入につきましては、まだ発注していません。

その下の地域づくり推進事業でございます。これは公共施設の地デジ、テレビの購入費用でございます。789万3,000円、すべて翌年度繰り越しというものでございます。これにつきましては、発注済みでございます。

定額給付金事業でございます。事務費が355万円、給付費が1億5,623万4,000円、合計で1億5,979万円、すべて翌年度繰り越しということで、これにつきましては、件数ベースで90.38%で金額ベースですと93.89%です。

次に、民生費、社会福祉費です。後期高齢者医療事務です。後期高齢者のシステム改修でございます。210万円すべて翌年度繰り越しですけれども、これは事業が完了してございます。

その下の民生費の児童福祉費です。児童福祉施設運営事務です。5,970万7,000円、すべて繰り越しでございます。これは南崎小学校を南崎保育園に改修という事業でございます。ただいま設計を再度見直しております。じきに発注になるかと思えます。

その下の子育て応援特別手当事務です。511万円、すべて繰り越しでございます。事務費が43万円、給付費が468万円でございます。件数ベースで83.19%、金額ベースで83.87%、124人対象がおりまして113人に支給済みであります。

その下の土木費、道路橋梁費です。地方特定道路整備事業です。成持吉祥線の舗装工事の分として535万円すべて繰り越しでございます。このうち、財源の既収入特定財源、これにつきましては、既に地方債で、既に借り入れてございます。これは事業は完了してございます。

その下の土木費、河川費の青野川ふるさとの川関連整備事業です。内容は、青野川ふるさと公園から弓ヶ浜大橋、あの辺のウォーキングあるいはジョギングコースの整備ということでございます。1,900万円の事業費です。すべて繰り越しでございます。既に発注済みで7月末に完成予定でございます。

その下の消防施設費、消防施設管理費でございます。消防ポンプ2台分です。手石の消防ポンプ1,753万5,000円、これにつきましては5月17日、既に納車済みで、もう一つの可搬つき積載車、軽四ですけれども、大瀬地区の消防軽四輪395万円ですけれども、これにつきましては、発注済みで10月30日、夜警の前に納車予定でございます。

その下です。防災施設管理事務です。ジェイアラートシステムとその親格のシステムの改修費ということでございまして、3,767万円すべて繰り越しでございます。これにつきましてもすべて発注済みで10月30日完成予定です。

下の教育費で社会教育費、公民館管理運営事務です。公民館の耐震診断をするもので506万円。これも繰越です。これも決定済みで発注済みです。

一番下です。教育費で武道館管理運営事務です。武道館の冷暖房施設の整備ということで、今、設計中でまだ未発注でございます。

合計で金額は3億6,677万2,000円翌年度へ繰り越しをする。財源内訳は既収入特定財源480万円、これは地方債、未収入特定財源の内訳で国県補助金が3億638万5,000円、これにつきましては、地域活性化生活対策臨時交付金でございます。その他一般財源で5,568万7,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

以上で報第4号議案の報告を終了いたします。

◎報第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 報第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

平成21年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましては、報第6号で詳しく説明いたしますが、平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分に対応して行わせていただいたものであります。

内容は、平成20年度老人保健特別会計の医療給付費等に対する負担金の決算見込みで歳入不足が判明したため、その対応として専決処分を行い、歳入不足を平成21年度老人保健特別会計予算の繰上充用により処分する必要が生じたことに伴い、平成20年度の医療費負担の精算に係る所要の補正も同時に行ったことから、一般会計も同時に専決処分した次第でありま

す。

専決処分した補正の内容につきましては、平成20年度老人保健医療費の精算により町負担金を返還する必要が生じたので、老人保健特別会計から83万9,000円を平成21年度一般会計歳入第19款繰入金で受け入れ、歳出については第12款予備費を増額し、歳入歳出それぞれ83万9,000円を追加して、歳入歳出総額39億7,383万9,000円としたものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、報第5号議案は承認することに決定されました。

◎報第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 報第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 報第6号の提案理由を申し上げます。

老人保健特別会計は、社会保険診療報酬支払基金、国、県、町がそれぞれの法定負担率により医療費を負担して運営しております。しかしながら、老人保健医療費の各団体の負担金は、推計に基づき算定を行っているため、実績額を算定基礎とした法定負担額が年度内に交付されないのが現実です。平成20年度については、医療費給付費等に対する負担金の決算見込みで歳入不足が判明したため、その対応として平成21年度老人保健特別会計補正予算（第1号）を編成し、専決処分した次第であります。

内容は、新たに繰上充用金を設定し、歳入不足に対応すると同時に、平成20年度の医療費負担の精算に係る所要の補正を行い、歳入歳出それぞれ588万7,000円を追加し、歳入歳出総額840万3,000円としたものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終了します。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恒明君登壇〕

○健康福祉課長（松本恒明君） それでは、平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の内容説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。2款諸支出金、1項償還金、1目償還金でございます。補正前の額1,000円、補正額14万円、計14万1,000円でございます。23償還金利子及び割引料14万円でございます。これは社会保険診療報酬支払基金からの事務交付金の超過交付があったために返還するものであります。

次のページ、10ページをお開きください。

2款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額4,000円、補正額83万9,000円、計84万3,000円、一般財源でございます。28節の繰出金で一般会計繰出金でございます。

20年度の精算による一般会計の繰出金でございまして、先ほど一般会計補正予算（第1号）で承認いただきました83万9,000円の補正額の分に対応するものであります。

次のページ、11ページをお願いいたします。

3款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金であります。補正前の額ゼロ、補正額490万8,000円、計490万8,000円でございます。22節補償補填及び賠償金490万8,000円、繰上充用金でございます。20年度の医療給付費等に対する負担金の決算見込みで歳入不足が490万7,864円出ましたので、490万8,000円を補正お願いしまして、20年度に繰上充用金として支出する分でございます。

戻りまして、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫負担金、補正前の額83万3,000円、補正額587万8,000円、計671万1,000円、2節過年度分ということで587万8,000円、過年度分医療費国庫負担金であります。20年度の老人医療に伴う歳入について精算したところ国庫負担金が587万円未交付であったための補正ということでございます。

8ページ、次のページをお願いしたいと思います。

3款県支出金、1項県負担金、1目県負担金でございます。補正前の額20万9,000円、補正額9,000円、計21万8,000円、2節過年度分ということで9,000円、過年度分医療費県負担金でございます。前ページ同様、県の負担金の過少分の補正とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の合計でございます。補正前の額251万6,000円、補正額588万7,000円、計840万3,000円、財源といたしまして一般財源が588万7,000円ということでございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、報第6号議案は承認することに決定されました。

◎議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 議第41号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第41号 南伊豆町固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に町民課長が選任されておりましたが、4月1日付の人事異動により町民課長に就任した奥村豊君を新たに選任するため提案した次第であります。

なお、任期は町民課長在任期間中であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第41号 南伊豆町固定資産評価員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は同意することに決定されました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 報第42号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第42号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部

を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

去る5月1日、人事院は国家公務員一般職の職員の期末手当等について、民間の夏期一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務員の特別給に大きな乖離があることは適当ではなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月間の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当であるが、現時点において夏期一時金の全体状況を正確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当であり、凍結月数分は期末手当0.15月、勤勉手当0.05月で、合計0.20月分の勧告をいたしました。

これを受けて、当町におきましてもこの後、議第43号にてご審議をお願いいたしますが、町一般職の職員の期末勤勉手当について国家公務員と同様の措置を行う旨の議案を上程いたします。特別職である町長、副町長、教育長につきましても、一般職の職員の期末勤勉手当合計の凍結月数である0.20月を期末手当にて凍結する旨の条例改正であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定に

については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 議第43号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第43号議案について提案理由を申し上げます。

議第42号議案でご説明いたしましたとおりの内容にて人事院勧告がなされたことから、これを受けて、当町におきましても町一般職の職員の期末勤勉手当について、国家公務員と同様の措置を行う旨の条例改正議案を上程した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議第43号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 発議第4号 南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

第1常任委員長。

[第1常任委員長 横嶋隆二君登壇]

○第1常任委員長（横嶋隆二君） 南伊豆町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について趣旨説明を行います。

平成21年5月1日付で人事院は、国家公務員と一般職の給与に関する法律等に基づく一般職の期末手当について勧告を行いました。これは民間企業の賃金が、夏期一時金が大幅に減少していることが予想される。民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当ではないと。可能な限り民間の状況を反映することが望ましい。そういうことで、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額になるということで、6月期の特別給の支給月数について調整を講ずると。

前議案で一般職、その前の議案で特別職の同様の勧告に基づく提案を議決をしましたが、町議会は5月15日、こうした状況を議論して検討した結果、町民の生活実態に心を寄せて、私たちが勧告そのものの内容については議論がありましたけれども、一層特別職として奮闘すべきであるということを肝に銘じながらも、人事院の勧告に従わざるを得ない職員の状況を勘案して、町議会も同じ0.2カ月分の減額をするということの提案でございます。

この改正に伴う6月期の期末手当の凍結金額は45万1,950円で、今後の補正予算で調整を図る予定でございます。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号 南伊豆町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、発議第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第3回臨時会の議事件目は終了しました。

よって、平成21年第3回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会といたします。

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

署 名 議 員 谷 正